

自動車塗装の環境対策 現状と課題	306
VOC排出抑制における企業の取組事例	219
IoT活用による工場内のVOCモニタリング～複数箇所へのセンサー設置と24時間のモニタリングにより効果的なVOC削減を目指す～	92
東京都のVOC排出抑制の取組み	211
P R T R電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点	150

<令和6年度>

プログラム	再生数
冬季プログラム (配信期間：2月7日から3月21日)	
家庭やオフィスからの大気汚染対策について	148
大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi (登録編)	154
ゾルボンの環境対応～現状と課題～	308

都環境資料より監査人作成

VOC対策セミナーについては、開催終了後に次回開催に向けた改善点の取りまとめを行っており、視聴回数も増加傾向にある。配信期間については、全ての配信について配信期間が設けられているが、例えば、「P R T R電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点」や「大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi (登録編)」など、配信期間を2ヵ月程度に限定せず、より長期間の配信をすることが望ましいプログラムも存在している。

また、開催方法について、対象業種を絞った一部の専門的なセミナーについては、対面での開催に限定されている。

(意見4-2) VOC対策セミナーの配信について
環境局は、VOC排出量の削減に向けた啓発を目的として、VOC対策セミナーの配信を行っている。業種を絞らない幅広い対象者向けのオンライン配信セミナーは、配信期間が設けられているが、例えば、「P R T R電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点」や「大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi (登録編)」などのように、配信期間を限定せずより長期間の配信をすることが望ましいプログラムも存在している。

さらに、対象業種を絞った一部の専門的なセミナーは、開催方法が対面に限定されており、参加者の利便性向上により参加者を増加させる観点からは、配信や開催の方法について改善の余地があると考えられる。

したがって、プログラムの内容に応じて配信期間を限定しないこと、専門的なセミナーについてハイブリッド開催や事後的な動画配信を行うことなど、参加者の利便性を向上させるための取組を検討されたい。

(2) 土壌汚染対策

ア 概要

都は、平成13年10月から有害物質取扱事業者及び土地改変者に環境確保条例を適用し、「東京都土壌汚染対策指針」に基づく調査や対策を義務付けている。条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱いは取り扱ったことがあるものを「有害物質取扱事業者」としている。また、3,000㎡以上の土地において土地の切り盛り、掘削等の土地の改変を行う者、又は土壌汚染対策法第4条第1項に該当する行為を行う者を「土地改変者」としている。

対象者が、以下に示す対象となる行為を行う場合は、対象地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえ、汚染状況調査(土壌及び地下水の調査)を行うとともに、汚染状況調査の結果を踏まえ、要対策区域、地下水汚染拡散防止区域又は要管理区域を設定し、土地地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画を策定した上で、対策及び汚染拡散防止の措置を実施することが求められている。

対象となる行為は以下のとおりである。

表B-4-5 対象者と対象となる行為

対象者	対象となる行為
有害物質取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合 ・地下水汚染が認められる地域がある場合 ・工場若しくは指定作業場を廃止し、又はその全部若しくは主要な部分を除却しようとする場合 ・有害物質取扱事業者が自主調査を実施し報告する場合 ・条例第116条等の調査において汚染が確認された土地の改変を行う場合
土地改変者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の切り盛り、掘削その他土地の造成 ・建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

環境局は、土壌汚染対策として、中小事業者向けの技術支援を行っている。具体的には、土壌汚染処理技術フォーラム、土壌汚染対策セミナー、区市職員説明会などの開催、土壌汚染対策ガイドラインによる周知、アドバイザーや補助金による支援などを行っている。

イ 監査の結果

土壌汚染対策セミナーは、環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策の普及啓発を目的に、毎年開催している。対象者は、都内の有害物質取扱事業者、指定調査機関、施工会社、不動産事業者などである。
土壌汚染対策セミナーについて、令和4年度から令和6年度までのプログラム及び参加者数は以下のとおりである。

表B-4-6 土壌汚染対策セミナーのプログラムと参加者数

年度	プログラム	参加者数
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」の紹介 土壌の3Rを考慮し飛び地間移動により有効活用した工事例の紹介 土壌汚染対策法に基づく届出等に係る留意点について 	177名
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画と持続可能な土壌汚染対策の推進 土壌汚染対策届出情報デジタル化、オープンデータ化 土壌汚染対策法に基づく届出等に係る留意点 	182名
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度にスタート 新しい届出システムの概要 新しい届出システムに係る届出様式の解説 (地歴調査・土壌汚染状況調査) 新しい届出システムに係る届出様式の解説 (汚染除去等の措置・完了) 	283名

都提供資料より監査人作成

土壌汚染対策セミナーの開催方式は、従来は会場での対面形式であり、コロナ禍においてオンライン形式としていたが、令和4年度以降は対面形式に戻している。そこで、ハイブリッド開催や動画配信について担当者へヒアリングを実施したところ、それらの検討はされていなかった。

また、セミナーのプログラム及び講演資料については環境局のホームページで公表されているが、例えば、プログラムと関連する土壌汚染対策法に基づく届出様式等のページへのリンクは掲載されていない。

(意見4-3) 土壌汚染対策セミナーの開催方式等について

環境局は、環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策の普及啓発を目的に、土壌汚染対策セミナーを毎年開催している。当該セミナーは、コロナ禍においてはオンライン形式により開催していたが、令和4年度以降は会場での

対面形式で開催している。

また、セミナーのプログラム及び講演資料がホームページで公表されているが、プログラムの内容に関連する取組ページへのリンクが掲載されていないなど、セミナー参加者やホームページ閲覧者に対する利便性を向上させ、事業効果の向上につながる観点からは、改善の余地がある。

したがって、土壌汚染対策セミナーについて、ハイブリッド開催、事後的な動画配信、プログラムの内容に関連する取組との連携など、参加者の利便性向上によりセミナー参加者数の増加や事業効果の向上につながる取組を検討されたい。

(3) 自動車騒音・振動対策

ア 概要

都内では、騒音規制法に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」(環境基準の達成状況の把握)について、23区については区長が、市部については市長が、町村部(西多摩郡)については都が実施している。令和4年度の調査結果は、調査を実施した273地点における道路端から15m又は20m以内の特例の基準が定められている近接空間では、昼間の時間区分で94%、夜間の時間区分で86%達成していた。道路端から50mまでの沿道全体では昼間の時間区分で96%、夜間の時間区分で91%を達成していた。

自動車騒音対策について、発生源対策としては国の実施する単体規制があり、市街地を走行する際に発生する最大の騒音である加速走行騒音、ブレーキ作動時の騒音を低減するための圧縮空気騒音、一定の速度で走行する際の騒音である定常走行騒音、排気管からの騒音を主体とする近接排気騒音、タイヤと路面の接触によって発生するタイヤ車外騒音の5種類について規制が実施されている。

また、道路構造対策として、道路管理者等は、道路舗装の改善、遮音壁等の設置、環境施設帯の設置などを実施している。沿道対策として、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、都道については、環状七号線、環状八号線外3路線、国道は日光街道及び川越街道の一部を沿道整備道路に指定し、住宅移転のための土地の買入れ資金の貸付、緩衝建築物の建築及び住宅防音工事のための助成を行っている。交通対策として、交通管理者等は、過積載車の取締り、大型車の走行車線指定(中央寄り走行)、大型貨物車の土曜日夜間の環状七号線以内の通行禁止、バス専用レーンの指定などの措置に取り組んでいる。

都は、平成7年9月に東京都道路沿道環境対策検討会を設置し、関係機関と連携を図りながら、総合的な道路交通騒音対策の検討を進め、平成8年10月に道路沿道の環境改善の基本方針を取りまとめた。この基本方針に従い、騒音の実態、沿道の利用状況等からみて早急に総合的な対策を講ずるべき道路として平成9年、平成12年及び平成16年の3回にわたり優先的対策道路区間を選定した。

イ 監 査 の 結 果

(ア) 立入検査の対象事業所の選定

環境局は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき立入検査について、立入検査マニュアルを作成しており、同マニュアルには立入検査の対象事業所の選定方法を以下のとおり定めている。

- ・ 大規模事業所
- ・ 設置、変更（構造変更など）、廃止等の届出のあった事業所
- ・ 自主測定結果報告書未提出事業所
- ・ 自主測定結果報告書で基準値を超えていた事業所
- ・ 自主測定結果報告書で基準値を超えるおそれがある事業所

令和6年度の検査計画では、立入検査マニュアルの「選定方法」に基づき、大規模事業所は20事業所程度、設置、変更（構造変更など）、廃止等の届出のあった事業所は2から3事業所、自主測定結果報告書未提出事業所5事業所程度、自主測定結果報告書で基準値を超えていた事業所0から1事業所、自主測定結果報告書で基準値を超えるおそれがある事業所5事業所程度を選定している。

ここで、検査対象事業所の検査実施状況を確認したところ、最後に立入検査が行われた年度ごとの事業所数は以下のとおりであり、長期間にわたり立入検査が実施されていない事業所が相当数存在していた。

表B-4-7 最終立入検査年度別事業所数

最終立入検査年度	事業所数
平成13年度～平成17年度	7
平成18年度～平成22年度	6
平成23年度～平成27年度	16
平成28年度～令和2年度	31
令和3年度	14
令和4年度	14
令和5年度	18
令和6年度	18
令和7年度	7
その他（注）	2
休止中	4
総計	137

注 その他の先は、近年使用開始された施設で令和7年度に検査を予定していたが、台風の影響により延期をした先である。

都提供資料より監査人作成

(意見4-5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき立入検査対象事業所の選定方法について

環境局は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき立入検査についてマニュアルを作成しており、同マニュアルには立入検査の対象事業所の選定方法が定められている。

局は、立入検査対象事業所を当該選定方法に基づき選定しているが、検査対象事業所のローテーションの状況を確認したところ、10年以上にわたり検査が実施されていない事業所が相当数存在していた。

したがって、ローテーション方針を明確化するなどの方法により、長期間にわたり立入検査の対象とならない事業所が発生しないよう見直されたい。

(イ) 立入検査結果の報告

環境局がダイオキシン類対策特別措置法に基づき行う立入検査のマニュアルには「大気用」と「水質用」がある。

大気用の立入検査マニュアルは、「1 立入検査対象事業所の選定方法」及び「2 立入検査の方法」により構成されており、「2 立入検査の方法（8）まとめ（講評）」において、立入検査の結果である「立入検査結果について」を立会者に交付することが定められている。

しかし、実際には「立入検査結果について」が交付されていない事例があったため、理由について担当者へヒアリングを実施したところ、立入検査時に指摘事項があった場合には交付するが、立入検査時に指摘事項がなかった場合には交付を省略する場合があるとのことであった。

(指摘4-1) ダイオキシン類対策特別措置法による立入検査結果の交付について

環境局がダイオキシン類対策特別措置法に基づき行う立入検査のマニュアルには「大気用」と「水質用」がある。

大気用の立入検査マニュアルでは、立入検査時に書面「立入検査結果について」の控えを立会者に渡すことが定められているが、同書面が交付されていない事例があった。

立入検査の結果、指摘事項がないことを明確にするため、立入検査時に指摘事項がなかった場合であっても「立入検査結果について」の書面を交付されたい。

(5) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査

ア 概要

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であって、基本的には区市町村が処理責任を負う。区市町村では、区域内の一般廃棄物が適正に処理されるように計画を策定し、収集・運搬、中間処理、最終処分を行っている。

一般廃棄物処理施設には、ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場があり、これらの施設は一般廃棄物の処理にとって欠くことのできないものであるが、その構造や維持管理によっては生活環境の保全上、重大な問題を引き起こすおそれがある。そのため、一般廃棄物処理施設を設置・変更しようとするときは、中核市である八王子市内の施設を除いて、事業者の場合には都知事の許可、区市町村等の場合には都知事への届出が必要となる。

表B-4-8 一般廃棄物処理施設の概要

ごみ処理施設	処理能力が1日5t以上（焼却施設にあつては、処理能力1時間当たり200kg以上又は火格子面積2㎡以上）の施設
し尿処理施設	規模に関係なく、全ての施設
一般廃棄物最終処分場	規模に関係なく、全ての施設

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

一般廃棄物処理施設の施設管理者は、法令等の基準を遵守することに加えて、申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理を適正に行わなければならない。

なお、焼却施設や最終処分場は、地域の生活環境に対して大きな影響を与える可能性があることから、維持管理に関する点検及び検査等の記録を当該施設に備え置くとともに、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならない。そのほか、焼却施設及び最終処分場等の許可施設は、都による定期検査が義務付けられている。

環境局は、立入検査と併せて、施設管理者に対して一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう指導を行っている。

イ 監査の結果

環境局が行う廃棄物処理法第19条に基づく一般廃棄物処理施設の立入検査について、検査対象施設はおおよそ180施設であり、年間で約25施設の検査を実施している。

ここで、検査の実施方法や対象施設の選定方法について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施したところ、検査の実施方法については、検査の実施手順が定められているとともに、検査項目が定められた「一般廃棄物処理施設立入検査票」に基づいて検査が実施されていた。

また、立入検査は、廃棄物の量や種類が多く、出入りする収集運搬業者も多岐にわたる区部の焼却施設を中心に実施するほか、許可申請や変更許可申請があった場合、事故等の発生により生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認められる場合などに実施しているとのことであった。

しかし、これらは選定方針として文書化されておらず、検査対象施設や検査スケジュール等を記載した年度検査計画も作成されていないかった。

(意見4-6) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査について

環境局は、一般廃棄物処理施設に対する立入検査について、区部の焼却施設を中心に実施するほか、許可申請や変更許可申請や、事故等の発生のおそれがあると認められる場合などに実施しているが、これらは選定方針として文書化されているわけではない。

対象施設の選定については、計画的に検査を実施する観点から、方針を定めた上で、年度ごとに具体的な計画を作成することが望ましい。

したがって、立入検査においては、立入検査の基本方針、対象施設の選定方針を文書化するとともに、当該年度の検査対象施設、検査スケジュールなどの具体的な内容を定めた年度計画を作成することを検討されたい。

(6) 産業廃棄物対策

ア 概要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令で定める20種類の廃棄物をいう。また、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するのが原則であり、できない場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託することができるとされている。ただし、委託しても排出事業者責任が免じられるものではなく、信頼できる処理業者を選定し、処理が適正に行われるために必要な措置を講ずることが求められる。一方、受託した処理業者は、産業廃棄物の収集・運搬・処分の際に際して、生活環境保全上の支障が生じないように、法令で定める処理基準を遵守する必要がある。

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処分する際には、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければならず、環境局は、不適正処

理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等により規制指導を実施している。

また、排出事業者に対しては、主に次の事項について立入検査及び立入指導を行い、事業者処理責任の徹底、減量化・資源化の促進を図っている。

- ・保管、収集・運搬、処分基準等遵守
- ・処理委託基準 (委託契約書・産業廃棄物管理票 (マニュアル) に係る法定基準) の遵守
- ・産業廃棄物の管理及び処理体制の整備
- ・減量化・資源化等に関する指導や情報提供 など

都内における排出事業者の多くは、自らの産業廃棄物を処理業者等に委託して処理している。排出事業者が委託後の産業廃棄物の処理状況を十分に確認しないことが原因で産業廃棄物が不適正に処理される事例も多く、適正処理を目的に処理業者への立入や報告の徴収等を行っている。

さらに、処理業者の中には、施設や管理体制等に改善を必要とする者や、法令に対する理解や認識が不十分な者、無許可で処理を行う者などがある。そこで、これらの産業廃棄物の処理を行う業者について立入検査及び立入指導を行い、違反行為の防止と是正に努めている。

イ 監査の結果

環境局が行う産業廃棄物処理業者に対する立入検査について、区部及び島しょ地域における過去3年間の実績は以下のとおりである。

表B-4-9 処理業者に対する立入検査件数 (単位: 件)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
260	334	213

都提供資料より監査人作成

検査の実施方法や対象施設の選定方法について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、検査の実施方法については、具体的な手続が示されている立入検査票より実施されており、検査の結果、行政指導が必要な場合には、「東京都における産業廃棄物の処理に係る行政指導要領」に基づき、「産業廃棄物適正処理ハンドブック」などを参考に指導を行っているとのことであった。

一方、対象施設の選定については、産業廃棄物処理業の許可期間(5年)に必ず1回から2回は立入検査を実施するよう計画しており、前回の立入検査日か

ら優先度を決め、苦情対応などの現地調査や行政指導と調整しながら、可能な限り実施しているとのことであった。

また、令和6年度の立入検査計画を確認したところ、立入期間として令和6年度中、立入検査対象施設として立入検査が実施される可能性のある施設の総数である802事業所が示されていることと、検査先の選定方針や当該年度の検査対象施設などの記載はなかった。

(意見4-7) 産業廃棄物処理業者に対する立入検査計画について 環境局は、産業廃棄物処理業者に対する立入検査について、前回の立入検査日を踏まえて優先度を決め、苦情対応等による現地調査や行政指導と調整しながら行っている。

しかし、立入検査計画には、立入検査を行う期間(令和6年度中)と検査が実施される可能性のある施設の総数が示されているのみであり、検査先選定の考え方や検査対象施設などの記載はなかった。

対象施設の選定については、計画的に検査を実施する観点から、方針を定めた上で、年度ごとに具体的な計画を作成することが望ましい。

したがって、立入検査の基本方針、対象事業所の選定方針を文書化するとともに、当該年度の検査対象施設、立入検査スケジュール、業務分担等の具体的な内容を年度の検査計画で定めることを検討されたい。

(7) 浄化槽保守点検業者への立入検査

ア 概要

多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)及び島しょ地域で浄化槽保守点検業者を営もうとする者は、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により知事の登録を受けなければならない。

環境局は、浄化槽保守点検業者の登録・指導等の事務を行っており、登録業者から実績報告書の提出を求めるほか、登録業者の行う保守点検について立入検査を実施し、保守点検が適正に行われるよう指導を行っている。

登録業者の行う保守点検への立入検査は、浄化槽法に基づく保守点検の技術上の基準等に基づいて保守点検業者が受託している浄化槽の保守点検作業を現地で確認することにより行うものであり、同時に対象となる浄化槽の使用状況調査(浄化槽管理者に対する浄化槽法第53条第2項に基づく立入検査)を実施している。

イ 監査の結果

浄化槽保守点検業者に対する立入検査の令和6年度の実績は13件である。

また、令和7年4月1日時点で都に登録のある保守点検業者101社について、平成30年度以降の立入検査の実績は以下のとおりである。

表B-4-1-10 保守点検業者の平成30年度以降の立入検査実績

(単位：件)

直近の検査年度	件数
平成30年度	20
令和元年度	22
令和2年度	1
令和3年度	8
令和4年度	16
令和5年度	13
令和6年度	13
合計	93

都提供資料より監査人作成

検査の実施方法及び対象業者の選定方法について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

検査の実施方法については、浄化槽保守点検作業指導票により、「流入管渠や放流管渠と槽の接続の状況について、水を流して帯水・漏水がないか確認しているか」、「流入管渠等の異物等の堆積・付着の状況を確認しているか」など、事業者が必要な点検作業を行っているかを確認していた。

一方、対象業者の選定については、選定の際の決定文において「直近の指導実績を考慮し、別紙1のリストの中から選定する」とされていたが、選定方針については記載されていなかった。担当者によると、保守点検の受託実績のある事業者のうち、直近の検査実績がない10事業者程度を対象に実施していることであった。また、平成30年度以降に検査実績のない事業者には、保守点検作業の立会いが、法に基づかない任意となるために協力を得られなかった場合や日程調整等が困難であった場合が含まれることであった。

この説明を踏まえ、令和6年度に検査を実施した13社について、前回の検査実績を確認したところ、9社が令和4年度に選定されていた。一方で、平成30年度以降に検査実績のない事業者は検査への協力を得られなかった事業者等を除いても19社あり、選定に偏りが認められた。

(意見4-8) 浄化槽保守点検業者に対する立入検査について
環境局は、浄化槽保守点検業者に対する立入検査について、保守点検の受託実績のある事業者のうち、直近の検査実績がない10事業者程度を対象に実施しているが、選定方針として定められていない。

また、令和6年度の浄化槽保守点検業者に対する検査実績の13件について、前回の検査実績を確認したところ、9社が令和4年度に選定されていた。一方で、平成30年度以降に検査実績のない事業者（検査への協力を得られなかった事業者等を除く。）は19社あり、選定に偏りが認められる。

したがって、検査対象先の選定に偏向が生じないように選定方針を明確化・文書化するとともに、当該選定方針に基づいて検査対象業者を選定することを検討されたい。

(8) 水質汚濁防止法による立入検査

ア 概要

都内の河川の水質は、工場・事業場に対する規制指導、下水道の普及及び生活排水対策により、着実に改善されてきた。しかし、東京湾の水質は改善傾向（東京湾内湾はほぼ横ばい）にあるものの、夏季にはほぼ慢性的に赤潮の発生が見られている。

都内においては、工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の規制を、水質汚濁防止法と環境確保条例により行っている。法は、八王子市及び町田市の区域はそれぞれ八王子市と町田市が、その他の地域は都が執行している。条例は、区市部は区市が、町村部は都が執行している。

法による排出水の発生源規制（排水規制）には、濃度規制と総量規制とがある。濃度規制とは、公共用水域への排出水に含まれる有害物質やその他の汚染状態について排出許容量限度（排水基準）を定めて規制するものである。総量規制とは、国が指定した地域に存在する特定事業場ごとに汚濁物質の排出許容量を定めて規制するものである。

排水規制又は地下水汚染未然防止規制の対象となる特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設定又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市）については市長）へ届け出ることが義務付けられており、立入検査が実施されている。

公共用水域に排水を排水する事業場に対する立入検査では、特定施設の運転・管理状況を確認するとともに、排水水の採水・分析により排水基準等への適合状況を確認している。立入検査は、環境局自然環境部及び多摩環境事務所において行われている。

イ 監査の結果

多摩環境事務所で行っている立入検査対象事業場の選定方法について、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると毎年度、立入検査実施計画を策定し、排水量及び有害化学物質使用状況により立入頻度を決定(年1～4回)している。具体的には、日量5トン以上は年1回以上、5トン未満で有害物質の使用がある場合は3年に1回、有害物質の使用がない場合は6年に1回、排水をしないものは10年に1回の頻度で検査を実施していることであった。

そこで、検査対象事業場のローテーションの状況を確認したところ、最後に立入検査が行われた年度ごとの事業場数は以下のとおりであった。

表B-4-1-1 最終立入年度別事業場数

最終立入年度	事業場数
平成25年度	11
平成26年度	22
平成27年度	35
平成28年度	51
平成29年度	63
平成30年度	123
令和元年度	65
令和2年度	21
令和3年度	64
令和4年度	111
令和5年度	121
令和6年度	225
—	87
合計	999

都提供資料より監査人作成

上表で「—」とされている87事業場について詳細を確認したところ、未稼働が12事業場、事業実態なしが35事業場、コロナ感染症対策で先送りにした事業場が40事業場(うち9事業場は令和7年度検査実施(予定))であった。

コロナ感染症対策で先送りにした事業場については、解消に向けて取り組んでいることであるが、依然として解消には至っていない。

(意見4-9) コロナ感染症対策で先送りにした事業場に対する立入検査の早期実施について

多摩環境事務所で行っている水質汚濁防止法に基づく立入検査について、検査対象事業場のローテーションの状況を確認したところ、コロナ感染症対策で先送りにした事業場が40事業場(うち9事業場は令和7年度検査実施(予定))存在した。

コロナ感染症対策で先送りにした事業場については、解消に努めていることではあるが、早期に実施されたい。